

9 明治節を制定せられたるにつき祝賀式挙行方通牒

〔昭和二年十一月〕

發文六六号
定決裁
10月31日
文書課長
印(喜下)
送発
11月2日
起案者
佐

昭和二年十月廿九日起案

文書課長 印(窪田)

大臣 花押(水野)

次官 印(栗屋)

専門学務局長 印(西山)

普通学務局長 花押(武部)

実業学務局長 印(白上)

秘書課長 印(赤間)

政務次官 山崎

参与官 安藤

(注記1)

印(河原)

印(菊池)

印(伊東)

印(渡邊)

印(藤見)

(下 札)

(注記2)

案ノ一

年 月 日 次官

直轄学校長

公立大学長

公立専門学校長

公立高等学校長

宛

地方長官

明治節二関スル件

本年三月三日 詔書ヲ発シ明治節ヲ制定セラレタルトコロ右ハ曠古ノ隆運ヲ啓カセタマヘル 明治天皇ノ遺徳ヲ仰キ明治ノ昭代ヲ追憶セントスル旨趣ニ基カセラルモノナルニ依リ今般学校ニ関スル諸法令中改正ヲ加ヘ紀元節、天長節及一月一日ノ外明治節ヲ加ヘ当日ハ職員、生徒及児童、学校ニ参集シテ祝賀ノ式ヲ行ハシムルコトト為セリ依テ貴学(校)(地方長官ニハ貴府県内各種ノ学校)ニ於テモ此ノ旨趣ヲ体シ適當ニ御措置(地方長官ニハ適當ニ措置セシムルヤウ御示達)相成度依命此段(抹消)〔申進ス〕〔及通牒〕

追テ諒閣中ハ挙式ニ及ハサル儀ニ付為念申添フ

案ノ二

年月日

次官

朝鮮総督府政務総監

台湾総督府〔民政〕〔総務〕長官

関東〔庁〕長官

樺太庁長官

南洋庁長官

各通宛

明治節二関スル件

今回明治節ニ関シ別紙ノ通牒シタルニ付御参考迄ニ〔申進ス〕〔抹消〕〔通知ス〕

注意

第二案別紙ハ第一案ヲ謄写ノコト但地方長官宛ノ分

号	定決裁	月日	文書課長	送発	月日	起案者	〔本日〕
---	-----	----	------	----	----	-----	------

昭和二年十月廿八日起案

〔注記3〕

各課長

実業学務局長

次官

秘書課長

案一

年月日

局長

各地方長官宛

明治節祝賀式ニ関スル件

発秘一三三号

昭和二年一月十四日

文部大臣官房秘書課長文部書記官 澤田源一

諒閣中ノ式日ニハ皇室儀制令ニ依リ挙式ニ及ハサル儀ニ付御了知相成度為念

参照

皇室儀制令

第八条 天皇喪ニ在ルトキハ新年朝賀ノ式新年宴会紀元節ノ式
天長節ノ式講書始ノ式及歌合始ノ式ハ之ヲ行ハス撰政喪ニ在
ルトキ同シ

(注記1)

〔記録掛ノ11・3・14ノ受領〕

(注記2)

〔七〕(簿冊内件名番号)

(注記3)

〔廃案〕

(下札)

(中山)

④種別 い一ノ聯繫 / 登録追加 / 件名 直轄学校等へ通牒
明治節ヲ制定セラレタルニ付祝賀式挙行方ノ番号 發文六六六ノ結
了年月日 昭二、一一、二ノ保存年限 ムキノ枚数 6

〔自大正12年11月至昭和21年5月、
皇室ニ関スル総規 第1冊〕 文部
省⑤ 3A, 30-5, 1044